

国立研究開発法人森林研究・整備機構における動物実験等の実施に関する規程

平成30年8月10日

30森林機構第051002号

最終改正 3. 3. 4 (2森林機構第112411号)

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所、森林総合研究所林木育種センター及び森林総合研究所森林バイオ研究センター(以下「森林総合研究所等」という。)では森林及び森林に生息する動植物を対象とした研究を行い、野生動物を含む森林の保全、及び環境に調和した林業、林産業の持続的発展を科学的、技術的側面から支えている。このような研究の推進にあたっては、直面する問題の分析や解明のためにやむなく動物実験等を行う必要が生じる。しかし、動物実験等は動物に犠牲と苦痛を強いるもので、動物実験等を実施する者はそのことを念頭に置き、適正な動物実験等の実施に努めなければならない。

平成17年6月には、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)の一部を改正する法律(平成17年法律第68号)が公布され、さらに動物愛護管理法に基づいて、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年4月28日環境省告示第88号、以下「飼養保管基準」という。)が制定された。これらにおいては、これまで規定されていた「その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこと(Refinement)」に加えて、「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること(Replacement)」及び「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること(Reduction)」が明記され、我が国においても、国際的に普及している「3Rの原則」に基づく規定が示された。

このような状況を踏まえ、平成18年5月に「農林水産省所管の試験研究独立行政法人における動物実験等の実施に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)が定められた。そこで、森林総合研究所等ではこの基本指針にしたがって、動物実験等の実施に関する規程をここに定める。

この規程は、森林総合研究所等において動物実験等を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的にはもとより、動物福祉及び環境保全の観点からも適正な動物実験等の実施を図ることを目的としている。

(定義)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物実験等 動物を教育、試験研究、検査又は生物学的製剤の製造その他の科学上の利用に供することをいう。
- 二 実験動物 動物実験等のため、施設で飼養し、又は保管している哺乳(ほ)乳類、鳥類及び爬(は)虫類に属する動物をいう。

- 三 動物実験計画 動物実験等を実施するために事前に立案する計画をいう。
- 四 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- 五 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。
- 六 実験動物飼養者 動物実験実施者に協力し、実験動物の飼養を担当する者をいう。
- 七 実験動物管理者 飼養保管施設ごとに実験動物の管理を担当する者をいう。
- 八 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養、保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

(理事長の責務)

- 第2条 理事長は、森林総合研究所等における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物愛護管理法、飼養保管基準その他の動物実験等に関する法令（告示を含む。）の規定及び基本指針を踏まえ、本規程の策定・改訂、動物実験委員会の設置等、下記に定める動物実験等の適正な実施のために必要な措置を講ずる。
- 2 理事長は、動物実験責任者から事前に所属長等の確認の上、提出された動物実験計画について、動物実験委員会の審査結果を踏まえて承認を与え、又は与えない。
 - 3 理事長は、動物実験等の終了後、動物実験責任者から動物実験計画の履行結果について事前に所属長等の確認の上報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずる。

(動物実験委員会)

- 第3条 理事長は、動物実験委員会を設置する。
- 2 動物実験委員会は、森林総合研究所等で実施される全ての動物実験及び飼養保管に関して、次に掲げる審査等を行う。
 - 一 理事長の諮問を受け、動物実験責任者から提出された動物実験計画が基本指針及び森林総合研究所等内規程等に適合するかどうかの審査を行い、審査結果を理事長に報告すること。
 - 二 動物実験計画の履行結果について、理事長より報告を受け、必要に応じ助言を行うこと。
 - 三 理事長の諮問を受け、飼養保管施設設置申請について審査を行い、審査結果を理事長に報告すること。
 - 3 動物実験委員会は、理事長が任命した委員により構成する。その構成は、次の各号に掲げる者のそれぞれから任命することとし、その役割を全うするのに適切なものとなるよう配慮する。ただし、当該職員が動物実験計画を立案し、審査の対象となる場合は、委員として委員会に参加することはできない。
 - 一 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - 二 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - 三 その他の識見を有する者（一、二に掲げる者を除く）
 - 4 理事長は、必要に応じて森林総合研究所等外の学識経験者を委員に任命することができる。

- 5 委員会は委員の互選により委員長を置く。
- 6 委員の任期は委嘱又は指名された年度の翌年度末までの期間とする。委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残存期間とする。委員の再任は妨げない。
- 7 委員会の開催には委員の過半数の出席を必要とする。委員会の議決は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 8 委員会の事務局は研究管理科研究安全管理室に置く。

(動物実験等の実施)

第4条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に実施する。

- 一 動物実験等の実施に当たっては、次に掲げる事項に配慮し、適正な動物実験等の方法を選択して実施すること。

ア 代替法の利用

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。

イ 実験動物の選択

動物の選択に関し、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮すること。この場合において、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件を考慮する必要があること。

ウ 苦痛の軽減

動物愛護管理法及び飼養保管基準を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によって実施すること。

- 二 適切に維持管理された施設及び設備を用いて実施すること。

2 安全管理に関して、次に掲げる事項に配慮する。

- 一 物理的、化学的な材料、病原体や遺伝子組換え生物等を用いる動物実験等又は人や実験動物の安全及び健康、周辺環境並びに生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する場合は、これらの取扱いに係る関係法令等の規定の他、家畜衛生、公衆衛生、生態系及び環境保全上の支障を防止するために必要な措置を講じること。

- 二 飼養環境の汚染等により実験動物が障害を受けることのないよう施設及び設備を保持するとともに、必要に応じ、予防・治療を行う等して、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、健康保持に配慮すること。

- 三 実験動物が保管設備等から逸走しないよう必要な措置を講じること。また、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置について予め定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行うこと。

- 四 地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人

への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(飼養保管施設の設置・廃止)

第5条 飼養保管施設を設置するときは、施設管理規程に定める施設管理責任者が所定の飼養保管施設設置申請書を理事長に提出し、承認を得るものとする

- 2 前項の申請があった場合、理事長は動物実験委員会の意見を聴くことができる。
- 3 飼養保管施設を廃止するときは、施設管理規程に定める施設管理責任者が所定の廃止届を理事長に提出するものとする。

(飼養保管施設の要件)

第6条 飼養保管施設は 以下の要件を満たすものとする。

- 一 屋内施設においては適切な温度、湿度、明るさ等を保つことができること。
- 二 動物種や飼養保管頭数に応じた飼育設備を有すること。
- 三 屋内施設においては床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造であること。
- 四 実験動物が逸走しない構造を有すること。
- 五 臭気、騒音、廃棄物等の対策は周辺環境への悪影響が予想されるなど必要な場合に対応する措置がとられていること。
- 六 実験動物管理者が置かれていること。

(実験動物の飼養、保管及び輸送)

第7条 実験動物の飼養、保管及び輸送は、飼養保管基準を踏まえ、科学的観点及び動物の愛護の観点から適切に実施すること。

(その他)

第8条 理事長は動物実験実施者、実験動物飼養者等に対し、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適切な飼養及び保管を行うために、感染症などについての必要とされる基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施その他動物実験実施者、実験動物飼養者等の資質向上を図るために必要な措置を講ずる。

- 2 理事長は動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、森林総合研究所等において実施された動物実験等の基本方針への適合性に関し、自ら点検及び評価を行うとともに、当該点検及び評価の結果について、森林総合研究所等以外の者による検証を行うことに努める。
- 3 理事長は森林総合研究所等における動物実験等に関する情報（例えば、所内規程、動物実験等に関する点検及び評価、森林総合研究所等以外の者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等）について、年1回程度公開する。この場合において、ホームページ、年報又は閲覧による公開など適切な手段により行う。

(適用及び準用)

第9条 この規程は森林総合研究所等において実施する実験動物を用いる全ての動物実験等に適用する。

- 2 動物実験等を別の機関に委託する場合には、その委託先においても、基本指針又はこれと同等以上の基準の適用を受け、動物実験等が適切に実施されるよう求めること。
- 3 この規程が適用されない場合でも、動物を扱う場合はこの基準の精神に従い行うよう努めること。なお、生態の観察を行うことを目的とする動物の飼養及び保管については、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年 5 月環境省告示第 37 号）に準じて行うこと。

附 則（平成 30 年 8 月 10 日 30 森林機構第 051002 号）

この規程は、平成 30 年 8 月 10 日から適用する。

国立研究開発法人森林研究・整備機構における動物実験等の実施に関する指針（18 森林総研第 357 号）は、廃止する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日 31 森林機構第 011601 号）

この規程は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 4 日 2 森林機構第 112411 号）

この規程は、令和 3 年 3 月 4 日から施行する。

様式1（2条関係）申請者（動物実験責任者）用

（注：計画に変更が生じた場合は、計画書を再提出すること）

許可番号：動物実験 年 号

（申請者は記載しないこと）

動物実験計画書

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長殿

動物実験責任者

所 属

氏 名

「国立研究開発法人森林研究・整備機構における動物実験等の実施に関する規程」に基づき動物実験を行いたいのので動物実験計画書を提出いたします。

1. 動物実験の名称（〇〇〇のための〇〇〇の実験など）
2. 関連する研究課題番号
3. 動物実験期間
4. 動物実験実施者（動物実験責任者と異なる者を含む場合）
5. 研究の目的・意義
6. 動物実験の概要（使用動物および個体数を含む）
7. 動物実験の実施場所
8. 動物実験の実施にともなう方法の選択における配慮事項
 - （1）代替法の利用について
 - （2）実験動物の選択について
 - （3）苦痛の軽減について（SCAWのカテゴリーも記載する。）
 - （4）安楽死の方法
9. 安全管理に注意の必要な動物実験の有無
10. 緊急時の対応
11. 動物実験実施者の教育訓練の受講状況

- 1 2. その他（研究期間が複数年にわたる場合はその理由、計画に変更があり再提出する場合は許可番号及び変更に至った経緯等を記載）
-

様式2（2条関係）

動物実験許可書

年 月 日

動物実験の名称：

動物実験責任者：

上記の計画を許可する。

ただし、動物実験委員会の指摘事項に配慮するものとする。

国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長

印

許可番号：動物実験令和 年 号

様式3（2条関係） 申請者（動物実験責任者）用

（注：計画が複数年に渡る場合は毎年度報告すること）

動物実験履行報告書

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長殿

動物実験責任者

所 属

氏 名

「国立研究開発法人森林研究・整備機構における動物実験等の実施に関する規程」に基づき動物実験を行いましたので報告いたします。

1. 許可番号：動物実験令和 年 号
2. 動物実験の名称
3. 関連する研究課題番号
4. 動物実験期間
5. 動物実験実施者（動物責任者と異なる者を含む場合）
6. 動物実験の実施場所
7. 使用した動物の種と数
8. 動物実験履行結果概要
実験結果の概要

実験計画8項の配慮事項

- （1）代替法の利用について
- （2）実験動物の選択について
- （3）苦痛の軽減について
- （4）安楽死の方法

実験後の動物の状況

9. 緊急時の対応

1 0. その他（実験が継続する場合、今後の方針についても記述する。）

1 1. 動物実験委員会所見（申請者は記入しないこと）

様式4（3条関係） 動物実験委員会用

動物実験計画書の審査結果

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長殿

動物実験委員会

委員長 氏名

動物実験の名称：

動物実験責任者：

上記の動物実験計画を許可（ する しない ） べきである。

許可する場合は配慮事項、許可しない場合はその理由

様式5（5条関係）

飼養保管施設設置申請書

年 月 日

国立研究開発法人森林・研究整備機構理事長 殿

施設管理責任者 所属
職名
氏名

国立研究開発法人森林研究・整備機構動物実験の実施に関する規程に基づき、下記のとおり申請いたします。

1. 飼養保管施設 の名称	
2. 施設の管理体制	<実験動物管理者> 所属 職名 氏名 <飼養者>（人数が多い場合、別資料として添付） 所属 職名 氏名
3. 施設の概要	1) 建物の構造： (例：鉄筋コンクリート造) 2) 空調設備： (例：温湿度制御、換気回数等) 3) 飼養保管する実験動物種： 4) 飼養保管設備（飼育ケージ等） 規格： 最大収容数： 5) 逸走防止策（ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など）

	6) 衛生設備（洗浄・消毒・滅菌等の設備） 7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項	（例：化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等）

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

様式6（5条関係）動物実験委員会用

飼養保管施設設置申請の審査結果

年 月 日

国立研究開発法人森林・研究整備機構理事長殿

動物実験委員会
委員長 氏名

飼養保管施設の名称：

施設管理責任者：

上記の飼養保管施設の設置を許可（ する し ない ） べきである。

許可する場合は配慮事項、許可しない場合はその理由

様式7（5条関係）

飼養保管施設設置承認書

年 月 日

飼養保管施設の名称：

施設管理責任者：

上記の飼養保管施設の設置を許可する。

ただし、動物実験委員会の指摘事項に配慮するものとする。

国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長

印

様式8（5条関係）

飼養保管施設廃止届

年 月 日

国立研究開発法人森林・研究整備機構理事長 殿

施設管理責任者 所属
職名
氏名

国立研究開発法人森林研究・整備機構動物実験の実施に関する規程に基づき、下記のとおり届出いたします。

1. 廃止する飼養保管施設の 名称	
2. 廃止年月日	年 月 日
3. 廃止後の利用予定	
4. 廃止時に残存した飼養保管動物の措置	残存飼養保管動物の有無 ☐ 有 ☐ 無 有の場合の措置
5. 特記事項	